

市民後見人 フォローアップ研修

後見人が知っておきたい 公的年金と生活保護等 について

宮一FP事務所

©2021 SACHIKO MIYAICHI

宮一幸子(みやいちさちこ)

子育て中に生命保険会社のイベントでファイナンシャル・プランナー資格と出会う。

1994年にファイナンシャル・プランナーになりたくて生命保険会社に就職。

1996年、夫が税理士合格したことに感化され、自分も本気で資格を取りたいと思い、1997年、6歳と4 歳の子を育てながら在職中にファイナンシャル・プランナー資格を取得。

1998年に宮一FP事務所を開業。宮一勝信税理士事務所と連携して相談業務や生命保険代理店等を 行っている。

義理の親の病気をきっかけに成年後見制度を学び、2010年NPO法人成年後見センター群馬の設立 にかかわる。市民後見人としての受任や、任意後見人としての受任、任意代理として財産管理などの 実務も行っている。

新島短期大学非常勤講師。日本FP学会会員。家事調停委員。趣味は太極拳、山歩き。

資格:CFP®、FP技能士1級、DCプランナー1級、キャリアコンサルティング技能士2級、健康経営アドバイザー 役職:一般社団法人ぐんま年金教育協会代表理事、 NPO法人成年後見センター群馬副理事

群馬県ファイナンシャル・プランニング協同組合理事、 NPO法人群馬県キャリアコンサルティング協会監事















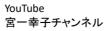






宮一FP事務所







©2021 SACHIKO MIYAICHI



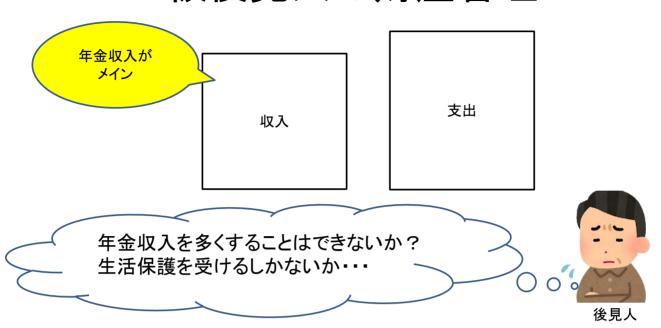




メルマガ 老後のためのAtoZ



被後見人の財産管理



©2021 SACHIKO MIYAICHI

公的年金について

年金を多くするには





©2021 SACHIKO MIYAICHI

年金を多くするには



公的年金の給付の種類

- ●老齢給付
- ●障害給付 ●遺族給付

- 国民年金
- ●老齢基礎年金

- ●障害基礎年金
- ●遺族基礎年金
- 厚生年金
- ●老齢厚生年金
- ●障害厚生年金
- ●遺族厚生年金

老齢・障害・遺族の3つの給付があります

©2021 SACHIKO MIYAICHI

1人1年金の原則

- ✓ 受給年齢になった
- ✓ 障害者に該当することになった
- ✓ 遺族に該当することになった

老齡年金

or

障害年金

or

遺族年金

複数に該当したらいずれかを選択

支給事由が同じだと併せてもらえる

老齡厚生年金

老齢基礎年金

老齢給付

障害厚生年金

障害基礎年金

障害給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

遺族給付

©2021 SACHIKO MIYAICHI

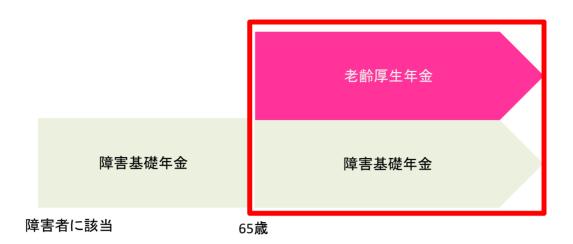
例外 遺族厚生年金と老齢基礎年金

遺族厚生年金 遺族厚生年金 遺族厚生年金 老齢基礎年金

遺族の老後の所得を守る観点から遺族厚生年金と65歳以降の老齢基礎年金との併給は認められています。

C2021 SACHIKO MIVAICH

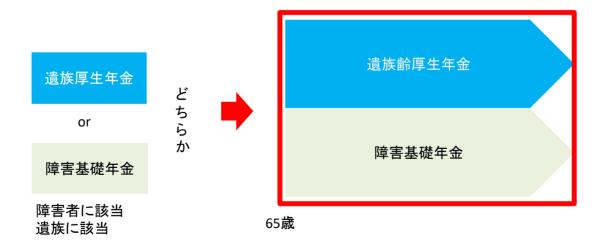
例外 65歳以降の障害年金①



障害を持ちながら働いてきた人の納付分を年金に反映できるよう 65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金が併給できます。

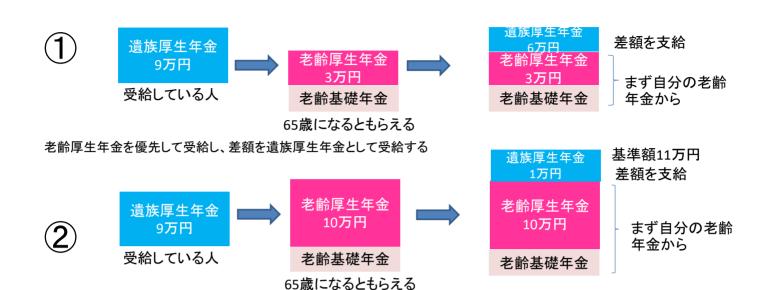
©2021 SACHIKO MIYAICHI

例外 65歳以降の障害年金②



障害者の老後の生活の安定を図るため 65歳以降は障害基礎年金と遺族厚生年金が併給できます。

例外 65歳以降の 遺族厚生年金と老齢厚生年金



基準額=老齢厚生年金の2分の1(10万円の2分の1で5万円)+遺族厚生年金の3分の2(9万円の3分の2で6万円)=11万円 基準額まで老齢厚生年金を優先して受給し、差額を遺族厚準年金とじで受給する

年金のパターン まとめ

有利な組み合わせ ができる

65歳以上の受給権者の場合

	老齡厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	0	×	0
障害基礎年金	0	0	0
遺族基礎年金	×	×	0

年金を多くするには



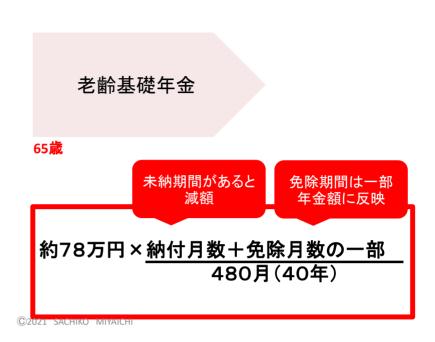


©2021 SACHIKO MIYAICHI

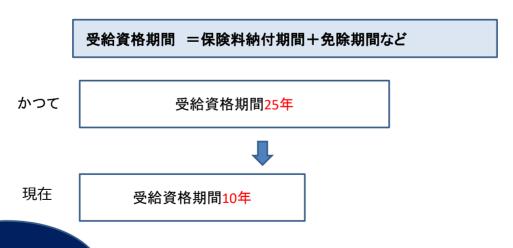


老齡基礎年金

受給資格期間 =保険料納付期間+免除期間など 受給資格期間が 10年以上ある人 20歳 ◆ 60歳 480月(40年)



老齢給付の受給資格期間が25年から10年に



25年だと思って 請求をあきらめて いないか?

受給資格期間が25年に足りなくて、老齢年金をもらえなかった人も 受給資格期間が10年以上あればもらえます



老齢給付

老齢厚生年金

老齢基礎年金

障害給付

障害厚生年金

障害基礎年金

遺族給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齢厚生年金のしくみ

厚生年金に加入していた期間の 報酬額に比例した金額

厚生年金の加入期間 が<mark>1カ月</mark>以上あれば もらえます

老齡厚生年金

老齢基礎年金

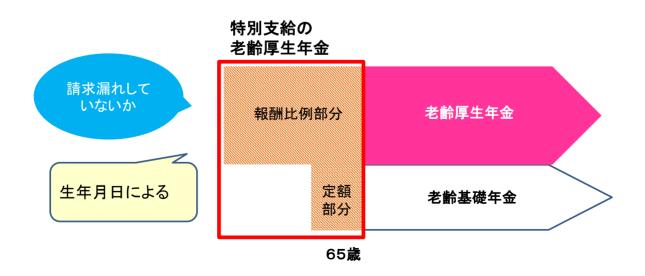
65歳

特別支給の老齢厚生年金

生年月日 受けられる年金 61歳 62歳 63歳 64歳 60歳 65歳 男 昭和16.4.1以前 老輪厚生年金 報酬比例部分 女 昭和21.4.1以前 老齢基礎年金 定額部分 男 昭和16.4.2~昭和18.4.1 報酬比例部分 老齢厚生年金 女 昭和21.4.2~昭和23.4.1 老齢基礎年金 男 昭和18.4.2~昭和20.4.1 報酬比例部分 老輪厚生年金 老齢基礎年金 女 昭和23.4.2~昭和25.4.1 定額部分 男 昭和20.4.2~昭和22.4.1 報酬比例部分 老輪厚生年金 女 昭和25.4.2~昭和27.4.1 定額部分 老齢基礎年金 男 昭和22.4.2~昭和24.4.1 報酬比例部分 老齢厚生年金 女 昭和27.4.2~昭和29.4.1 定額部分 老齢基礎年金 男 昭和24.4.2~昭和28.4.1 報酬比例部分 老齢厚生年金 女 昭和29.4.2~昭和33.4.1 男 昭和28.4.2~昭和30.4.1 報酬比例部分 老齢厚生年金 女 昭和33.4.2~昭和35.4.1 老齢基礎年金 男 昭和30.4.2~昭和32.4.1 報酬比例部分 老輪厚生年金 女 昭和35.4.2~昭和37.4.1 老齢基礎年金 男 昭和32.4.2~昭和34.4.1 報酬比例部分 老輪厚生年金 女 昭和37.4.2~昭和39.4.1 老齢基礎年金 男 昭和34.4.2~昭和36.4.1 報酬比例 老輪厚生年金 女 昭和39.4.2~昭和41.4.1 老齢基礎年金 男 昭和36.4.2以降 老齢厚生年金 ©2021 SACHIKO MIYAICHI 女 昭和41.4.2以降 老齢基礎年金

65歳より前に 特別支給がある (移行措置)

特別支給の老齢厚生年金



特別支給の老齢厚生年金

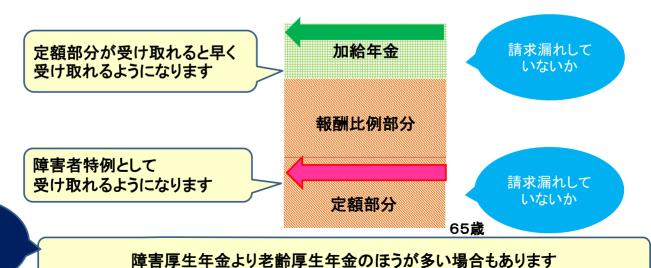
			生	年月	日				受け	られる年	金		
ľ							60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65	歳
	(I)	男	昭和16	5.4.1	以前		報酬比例	部分				老齢厚	生年金
	W	女	昭和21	.4.1	以前		定額部分					老齢基	礎年金
	2	男					報酬比例	部分				老齢厚	生年金
	(<u>a</u>)	女				和23.4.1		定額部分				老齢基	礎年金
-	3	男					報酬比例	部分				老齢厚	
ļ	9	女	昭和23	3.4.2	~昭和	和25.4.1			定額部分			老齢基	礎年金
-	4	男					報酬比例	部分				老齢厚	
L	Œ	女				和27.4.1				定額部分		老齢基	礎年金
-	(5)	男					報酬比例	部分				老齢厚	
	w					$\Pi 29.4.1$					定額部分		
	6	男				∏28.4.1		部分					生年金
	w	女				∏33.4.1							礎年金
	7	男				∏30.4.1		報酬比例	部分				生年金
Ы	$\overline{}$	女				和35.4.1							礎年金
1	8	男				∏32.4.1			報酬比例	部分			生年金
	•	女				₩37.4.1						老齢基	
	9	男				∏34.4.1				報酬比例			生年金
	0	女				和39.4.1						老齢基	
	10	男				∏36.4.1					報酬比例		
	A.O.	女				₩41.4.1							礎年金
	11)	男				©2	021 SACH	I IKO MIYAIA	HI				生年金
- 1	w	女	昭和4]	.4.2	以降	92	OZI JACII	I WILLY	1111			老齢基	礎年金

報酬比例部分のみで 定額部分はない

老齢厚生年金の障害者特例

報酬比例部分相当の特別支給の老齢厚生年金が受給できる人で

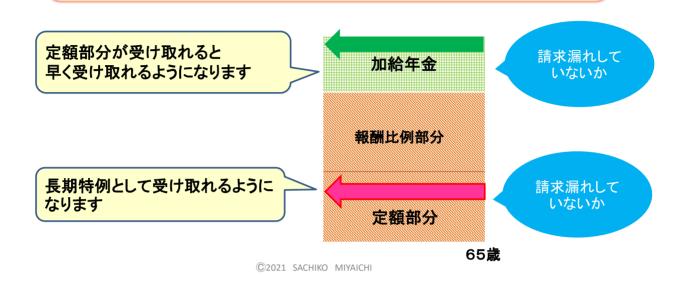
- ●厚生年金保険の被保険者でないこと
- ●障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態にあること



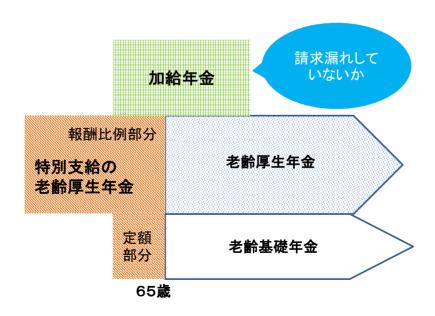
有利な ほうを選択

老齡厚生年金 長期特例(44年特例)

- ●厚生年金の被保険者期間が44年以上であること
- ●厚生年金の被保険者でないこと
- ●報酬比例部分の支給開始年齢に達していること



加給年金は定額部分支給開始時から



障害者特例や44年特例(長期特例)により定額部分が支給されると、加給年金も加算されます。

老齡厚生年金 加給年金

厚生年金の加入期間が原則20年以上あり、生計を維持している65歳未満の配偶者や18歳未満(障害者の場合は20歳未満)の子がいれば加給年金がもらえます

- •昭和22年4月1日以前に生まれ=15年
- •昭和22年4月1日~昭和23年4月1日生まれ=16年
- •昭和23年4月1日~昭和24年4月1日生まれ=17年
- •昭和24年4月1日~昭和25年4月1日生まれ=18年
- •昭和25年4月1日~昭和26年4月1日生まれ=19年

請求漏れしていないか

加給年金

配偶者の厚生年金の 加入期間が20年以上の場合や 年収が850万円以上の場合は 加給年金は受けられない

老齢厚生年金

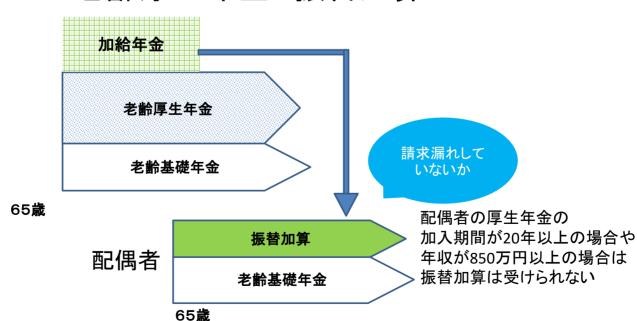
老齢基礎年金

65歳

加給年金は生年月日に応じて約26万円~約39万円です(特別加算を含む)

©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齡厚生年金 振替加算



振替加算は生年月日に応じて約22万円~約1.5万円です





障害給付

- ●初診日にどの年金制度に加入していたか この時加入していた年金制度によってもらえる年金が決まります
- ●保険料の納付 保険料を納めていないと年金がもらえません
- ●初診日から1年6ヶ月経ったときどの程度の状態か 障害等級は初診日から1年6ヶ月たったときの身体の状態できまります

身体障害者手帳と障害年金は関係ありません

障害基礎年金

- ●初診日に国民年金加入者である
- ●障害等級が1級か2級に該当
- ●初診日に65歳未満である
- ●老齢基礎年金をうけていない
- ●保険料の納付要件を満たしている





1級 | 約78万円×1. 25+子の加算

2級 約78万円+子の加算

請求漏れしていないか

20歳前の傷病による障害の場合には20歳から障害基礎年金を受給できます ©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齢厚生年金 老齢基礎年金 障害厚生年金 障害結付 障害基礎年金 遺族厚生年金 遺族基礎年金

障害厚生年金

- ●初診日に厚生年金加入者である
- ●保険料の納付要件を満たしている



障害厚生年金

請求漏れしていないか

1級	報酬比例の年金額×1. 25+配偶者の加算
2級	報酬比例の年金額+配偶者の加算
3級	報酬比例の年金額

請求漏れしていないか

障害手当金 一時金として報酬比例の年金額×2年分

©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齢給付

老齡厚生年金

老齢基礎年金

障害給付

障害厚生年金

障害基礎年金

遺族給付

遺族厚生年金

遺族基礎年金

©2021 SACHIKO MIYAICHI



遺族基礎年金

- ●国民年金の被保険者
- ●老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき



- ●18歳未満の子(障害者の場合には20歳未満)のいる配偶者 または18歳未満の子(障害者の場合には20歳未満)に支給される
- ●約78万円+子の加算(子の人数による)

配偶者と子1人	約100万円
配偶者と子2人	約123万円
配偶者と子3人	約130万円

※保険料納付要件を満たしていること

18歳未満の子の数により年金額が異なり、子が18歳になったら終了します

©2021 SACHIKO MIYAICHI

寡婦年金と死亡一時金

保険料を払ったのに年金を支給されないといったケースへの 第1号被保険者限定の救済策

請求漏れ して いないか

どちらかの 選択 夫の老齢基礎年金の3/4×5年

保険料納付済期間と保険料免除期間が10年以上ある夫が死亡したとき、 10年以上婚姻関係にあり生計を維持されていた妻に 60歳から65歳になるまでの5年間支給される

死亡

寡

婦

年

金

一時金 12万円~32万円 (保険料納付月数による)

請求漏れ して いないか **時**

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36ヶ月(3年)以上ある人が、なにも年金を受けることなく亡くなった場合、遺族に支払われる





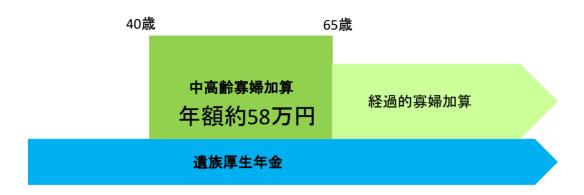
遺族厚生年金

- ・厚生年金の加入者が亡くなったとき
- 厚生年金に加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に亡くなったとき
- ・老齢厚生年金の資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき
- ・1級・2級の障害厚生年金を受けられる人が亡くなったとき



- ●優先順位の高い人
 - 重
 - ・夫(死亡時55歳以上であること)
 - -18歳未満の子
 - ・父母(死亡時55歳以上であること)
 - ・18歳未満の孫
 - •祖父母(死亡時55歳以上であること)
- ●生きていればもらえたはずの老齢厚生年金額の3/4の金額

遺族厚生年金に中高齢寡婦加算がつくケース



遺族厚生年金を受給する40歳以上65歳未満の妻で夫の死亡時に18歳未満の子がいない妻(40歳以上65歳未満)には遺族厚生年金に約58万円が加算されます。

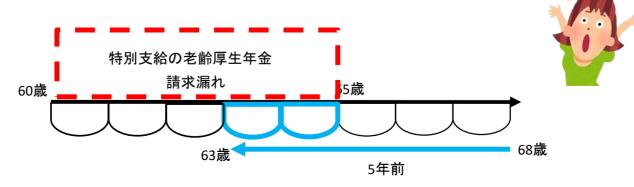
昭和31年4月1日以前に生まれた人は中高齢寡婦加算が終わったあとに経過的寡婦加算がもらえます。生年月日によって約58万円~約2万円です。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

請求漏れの年金は過去5年分もらえる

(例)

特別支給の老齢厚生年金の 請求をしていなかったAさん(68歳) →60歳~65歳の特別支給の老齢年金のうち5年前までの 63歳~65歳の2年分を請求できる





年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

老齢年金の繰り上げ・繰り下げ

	繰り上げ	繰り下げ
意味	65歳より早くもらい始める	65歳より遅くもらい始める
	65歳	65歳
請求できる 期間	60歳から65歳になるまで	66歳から70歳になるまで
影響	1か月につき <mark>○. 5%</mark> 減額される (一生涯減額が続く)	1か月につき <mark>0. 7%</mark> 増額される (一生涯減額が続く

年金を 増やせる

老齢年金の繰上げ・繰下げ

●繰上げ受給:年金の減額率=1ヶ月あたり0.5% ●繰下げ受給:年金の増額率=1ヶ月あたり0.7%

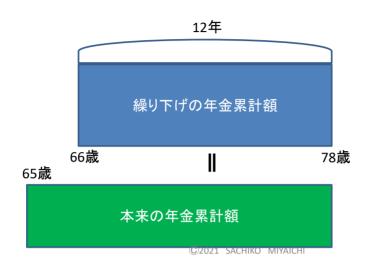
繰上げ請求月	減額率	受給率(本来の年金に対して)
60歳0ヵ月~11ヵ月	30.0~24.5%	70.0~75.5%
61歳0ヵ月~11ヵ月	24.0~18.5%	76.0~81.5%
62歳0ヵ月~11ヵ月	18.0~12.5%	82.0~87.5%
63歳0ヵ月~11ヵ月	12.0~6.5%	88.0~93.5%
64歳0ヵ月~11ヵ月	6.0~0.5%	94.0~99.5%
繰下げ請求月	増額率	受給率(本来の年金に対して)
繰下げ請求月 66歳Oヵ月~11ヵ月	增額率 8.4~16.1%	受給率(本来の年金に対して) 108.4~116.1%
66歳0ヵ月~11ヵ月	8.4~16.1%	108.4~116.1%
66歳0ヵ月~11ヵ月 67歳0ヵ月~11ヵ月	8.4~16.1% 16.8~24.5%	108.4~116.1% 116.8~124.5%

改正(2022年4月施行) 老齢年金の繰上げ・繰下げ

-			• • • • •
繰上げ請求月	減額率	受給率(本来の年金	会に対して)
60歳0ヵ月~11ヵ月	24.0~19.6%	76.0 ~ 80.4%	
61歳0ヵ月~11ヵ月	19.2~14.8%	80.8~85.2%	
62歳0ヵ月~11ヵ月	14.4~10.0%	85.6 ~ 90.0%	繰上げ受給:年金の減額率=
63歳0ヵ月~11ヵ月	9.6~5.2%	90.4~94.8%	1ヶ月あたり <mark>0.4</mark> %
64歳0ヵ月~11ヵ月	4.8~0.4%	95.2~99.6%	
繰下げ請求月	増額率	受給率(本来の年金	に対して)
66歳0ヵ月~11ヵ月	8.4~16.1%	108.4~116.1%	
67歳0ヵ月~11ヵ月	16.8~24.5%	116.8~124.5%	
68歳0ヵ月~11ヵ月	25.2~32.9%	125.2~132.9%	
69歳0ヵ月~11ヵ月	33.6~41.3%	133.6~141.3%	
70歳0ヵ月~11ヵ月	42.0~49.7%	142.0~149.7%	繰下げ受給:75歳まで
71歳0ヵ月~11ヵ月	50.4~58.1%	150.4~158.1%	
72歳0ヵ月~11ヵ月	58.8~66.5%	158.8~166.5%	
73歳0ヵ月~11ヵ月	67.2~74.9%	167.2~174.9%	
74歳0ヵ月~11ヵ月	75.6~83.3%	175.6~183.3%	
75歳0ヵ月	84.0% ©2021 SAC	184,6%	

繰り下げのポイント

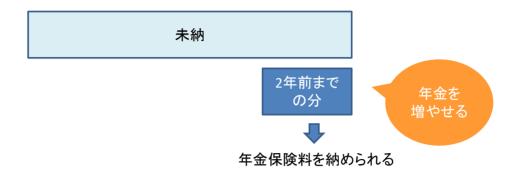
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々にできる
- 特別支給の老齢厚生年金は繰り下げても増額しない
- 年金をもらい始めてから12年以上長生きするようなら繰り下げのメリットがある (例) 66歳なら78歳、70歳なら82歳



年金を多くするには



遡って納められるのは2年分



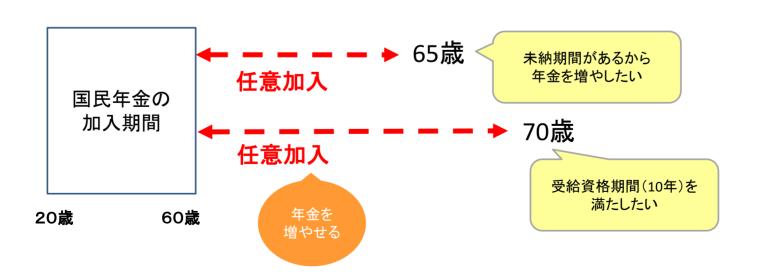
※免除をうけた期間の分の保険料は10年分まで遡って納めることができる

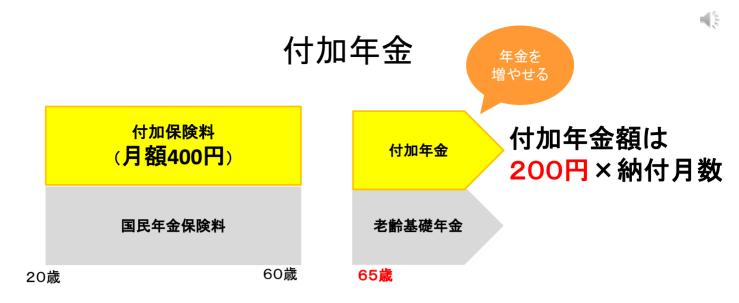
受給資格期間を満たしたり、年金額を増やすことができます

©2021 SACHIKO MIVAICHI

国民年金の任意加入

厚生年金に加入していない人が任意加入できます





加入できる人

- ●国民年金第1号被保険者 (自営業者・学生・アルバイト・無職の人で20歳以上60歳未満)
- ●65歳以上の人を除く任意加入被保険者

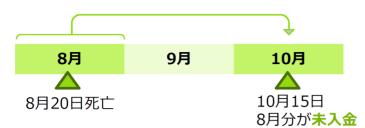
©2021 SACHIKO MIYAICHI

年金を多くするには



未支給年金

例1:偶数月に亡くなった場合





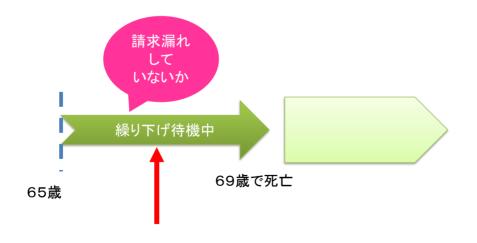
例2: 奇数月に亡くなった場合



年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金は 未支給年金として生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

©2021 SACHIKO MIYAICH

繰り下げ受給待機中の未支給年金



4年間の年金は「未支給の年金」として遺族に支給されます。 この間の年金は増額した金額ではなく、本来の年金額の4年分です。

年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

離婚と厚生年金の分割



合意分割	結婚していた期間中、夫婦共に厚生年金保険料を 支払った記録がある場合が対象。 もらえる厚生年金額の少ない方が多い方に分割を 請求する。 夫婦の合意によって分割割合を決定する。 多い方の厚生年金額の2分の1が上限。
3号分割	2008年4月1日以降に専業主婦または主夫(国民年金保険の第3号被保険者)だった場合が対象。 夫婦の合意は必要なく、分割割合は2分の1と定められている。

年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

年金と税金

年金0	D種類	所得の種類
	老齢年金	雑所得として課税対象
公的年金	障害年金	非課税
	遺族年金	非課税

老齢年金が課税になるのは

65歳未満で老齢年金の年金額が108万円以上の人 65歳以上で老齢年金の年金額が158万円以上の人



年金支給時に税金が差し引かれます(源泉徴収)



扶養親族等申告書

源泉徴収の 対象者 65歳未満で老齢年金の年金額が108万円以上の人 65歳以上で老齢年金の年金額が158万円以上の人

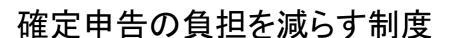


毎年10月頃「扶養親族等申告書」が送付されます

障害者・寡婦・控除対象となる配偶者や扶養親族の有無



©2021 SACHIKO MIYAICHI 申告した所得控除で税金が源泉徴収されるようになる



確定申告 不要制度

- ①総収入金額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20万円以下
- の年金受給者は確定申告不要

©2021 SACHIKO MIYAICHI

確定申告したほうがいいケース

手取りが 増える 確定申告 したほうが いい人 「扶養親族等申告書」では反映されない 控除が受けられる人

生命保険料控除、雑損控除、医療費控除、住宅ローン減税など

年金を多くするには



©2021 SACHIKO MIYAICHI

年金生活者支援給付金

請求漏れ して いないか

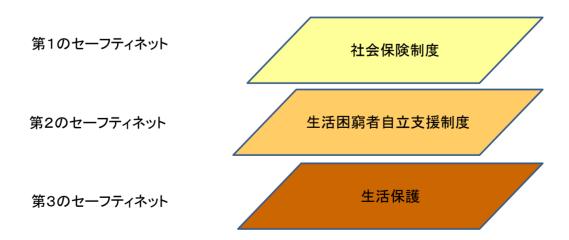
種類	条件	給付額
老齢給付	●65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。 ●同一世帯の全員が市町村民税非課税である。 ●前年の公的年金等の収入金額とその他の所得 との合計額が879,900円以下である	月額5030円を基準 に保険料納付済期 間によって未納等が あると減額
障害 給付	●障害基礎年金の受給者である。 ●前年の所得が4,621,000円以下である。	1級:月額6288円 2級:月額5030円
遺族 給付	●遺族基礎年金の受給者である。 ●前年の所得が4,621,000円以下である。	月額5030円



生活保護について

©2021 SACHIKO MIYAICHI

生活保護は最後のセーフティネット



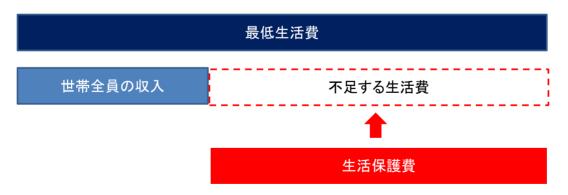
生活保護の種類と内容

自宅通学10万円・自宅外通学30万円

①生活扶助	日常生活に必要な費用	世帯人数に応じて支給。母子家庭、 障害者などの特定の世帯には加算がある
②住宅扶助	家賃	定められた範囲内で実費を支給
③教育扶助	義務教育に必要な学用品、給食費等	定められた範囲内で実費を支給
④医療扶助	医療費(自己負担分)	直接医療機関へ支払い
⑤介護扶助	介護費(自己負担分)	直接介護事業者へ支払い
⑥出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
⑦業扶助	就労に必要な技能習得等にかかる費用	定められた範囲内で実費を支給
⑧葬祭扶助	葬祭費	定められた範囲内で実費を支給
一時扶助	被服費、家具什器費、移送費、住宅維持費 転居の費用、家財保管処分費、入学準備金 通学用自転車、就労活動促進費、妊婦検診料など	定められた範囲内で実費を支給

©2021 SACHIKO MIYAICHI

●保護を受けられる場合(世帯員全員の収入が最低生活費より少ないとき)



子どもの進学に必要な費用

進学準備給付金

●保護を受けられない場合(世帯員全員の収入が最低生活費より多いとき)

最低生活費

世帯全員の収入

最低生活費

世帯の人数や年齢などをもとに、国が決めた基準で計算した1か月の生活費 高崎市の例

75歳以上単身

約9.5万円

75歳以上単身 (障害年金の1級)

約12万円

70~75歳2人世帯 (一人が障害年金1級)

約17.3万円

41~59歳単身 (障害年金2級) 約11.8万円



生活保護の前提条件

世帯全員が利用可能な資産、能力のほかあらゆるものを生活費のために活用すること

資産の活用

預貯金、生活で利用していない家や土地などの不動産を 活用して生活費に充てること

能力の活用

働くことが可能な場合は、その能力に応じて働くこと

あらゆるもの を活用

受給可能な年金や健康保険など他の制度での給付金を活用する

生活保護の要件には入っていませんが、扶養義務者(配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母など) から扶養が受けられる場合は、そちらを優先することになっています。

生活保護を受けられる

- •世帯収入が定められた最低生活費を下回っている
- •預貯金や不動産など活用できる資産がない
- •受給可能な年金や給付金を受給しても最低生活費に満たない
- •働くことができない、あるいは働けるところがない

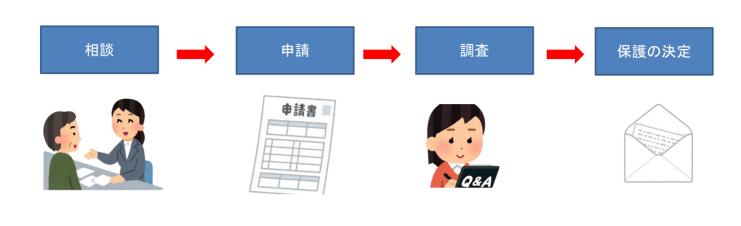
など

©2021 SACHIKO MIYAICHI

生活保護の注意点

- 所有できる資産が制限される
- ローンを組めない・クレジットカードがつくれない
- ・ 親族に扶養照会される
- 定期的に収入の報告が必要

生活保護の流れ



©2021 SACHIKO MIYAICHI

相談

窓口:地域の民生委員、もしくは市役所社会福祉課

相談: 困窮状況の聞き取り

・他の支援制度の活用の可否

•生活保護の説明



申請



窓口:市役所社会福祉課

申請書類:・保護申請書類の提出

- 関連書類(給与明細や収入-資産申告書等)の提出



©2021 SACHIKO MIYAICHI

調査

(1)

生活状況調査(家庭訪問)

- ・家族の収入がどれくらいあるか。
- ・暮らしに必要のない資産を活用する方法はないか。
- ・働いて収入を得る道はないか。
- ・親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- ・社会保障制度の給付は受けられないか。
- ・その他、必要に応じて金融機関などの調査

保護の決定



- ・生活保護は、原則として世帯ごとに適用されます。
- ・世帯の最低生活費と世帯全体の収入額を比べて 生活保護が必要かどうか判断されます。
- ・申請のあった日から14日以内(時間を要する場合は30日以内) に通知がきます。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

生活保護費の受給開始後

- •毎月収入状況の報告
- ◆年に数回、福祉事務所のケースワーカーによる家庭訪問
- 就労が可能な場合は、就労の助言や指導の実施
- •世帯に収入が得られるようになった場合は福祉事務所へ報告

など

届け出ること

世帯の生活や生計の状態が変わったときには、速やかに届け出る

- ・ 家族の人数が変わるとき(出生、死亡、転入、転出)
- 住んでいる場所や、家賃の額が変わるとき
- 働くようになるときや、仕事を変わったりやめたりするとき
- 給与・年金・手当・仕送りなどの収入の有無や、保険金・補償金な どの臨時収入があるとき
- ・ 給与・年金・手当・仕送りなどの収入が増えたり減ったりするとき
- 病気、けが、出産などで入院または退院するとき
- 自分の力で生活できる見通しがついたとき

など

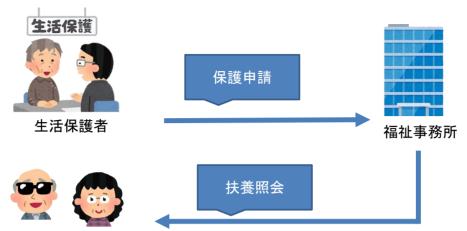
©2021 SACHIKO MIYAICHI

生活保護になると支払い免除となるもの

- ・住民税、固定資産税などの税金
- ・公的保険の保険料
- •医療費
- •NHK受信料
- -保育料

扶養照会

生活保護を申請すると、親・兄弟姉妹・子などの扶養義務者に扶養できないかを確認される



親・兄弟姉妹・子など

DVを受けていた場合や、10年程度音信不通の場合、親族が高齢者や未成年の場合、本人が親族に借金をしていたり、相続をめぐり対立している場合、関係が著しく悪いなどの場合には照会しなくてよいこととなっています。

©2021 SACHIKO MIYAICHI



自宅

原則:居住用の自宅に住み続けられる

住宅ローンが残っている場合は生活保護費を使っての返済はできないので、持ち家の売却を求められる可能性があります。

非常に資産価値が高い場合には売却を求めらる可能性があります。 (資産を売却した場合には、得られた金銭から、それまでに支給された 保護費を返すことになります)

自動車



原則:持ち家と異なり、自動車やバイクは原則として保有できない

通勤や通院のために公共交通機関などが使えず自動車が必要な場合や、 事業用の車であれば保有が認められる可能性があります。

©2021 SACHIKO MIYAICHI

親族の援助

もし経済的援助が得られる状況であればそちらを優先すること になっています。

援助があるからといって生活保護を受けられないというわけで はありません。

援助された額は生活保護費から差し引かれます。



他の制度の例

支援制度	窓口	内容
福祉費の貸付	社会福祉協議会	580万円以内(用途に応じて上限あり)
緊急小口資金の貸付		20万円以内の貸付
総合支援資金の貸付		●原則3ヶ月分の生活費の貸付 世帯人数2人以上:月額20万円以内 単身:月額15万円以内 ●住宅入居費 40万円以内 ●一時生活再建費 60万円以内
不動産担保型生活資金の 貸付		居住用不動産(土地)の評価額の70%の貸付
住居確保支援金の給付	市町村 (生活困窮者 自立支援制度)	市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3ヶ月間(最大9ヶ月間)支給 収入や資産が一定以下で就職活動に取り組むことが条件

©2021 SACHIKO MIYAICHI

被後見人の財産管理

年金を増やす方法 福祉制度 生活保護

収入

支出



後見人



宮一FP事務所

〒370-0865 高崎市寺尾町649-2 ホームページ: https://miyaichi-fp.com/